24　第23条第５項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあっては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考29に該当する場合にあっては「【先の出願に基づく優先権主張】」）の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成○年度、○○省、○○委託研究、産業再生法第30条の適用を受ける特許出願」のように記載する。

様式第二十二の二中「【提出物件の目録】【物件名】外国語明細書１【物件名】（外国語図面１）【物件名】外国語要約書１」を「【提出物件の目録】【物件名】外国語特許請求の範囲１【物件名】外国語明細書１【物件名】（外国語図面１）【物件名】外国語要約書１」に改める。

様式第二十七中「【原出願の表示】【出願番号】【出願日又は手続補正書提出日】」を「【原出願の表示】【出願番号】【出願日】」に、「【提出物件の目録】【物件名】明細書１【物件名】（図面１）【物件名】要約書１」を「【提出物件の目録】【物件名】特許請求の範囲１【物件名】明細書１【物件名】（図面１）【物件名】要約書１」に改め、同様式の備考１中「【出願日又は手続補正書提出日】」を「【出願日】」に改め、「整理番号を記載」の下に「し、もとの国際特許出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載」を加える。

様式第二十八中「【原出願の表示】【出願番号】【出願日又は手続補正書提出日】」を「【原出願の表示】【出願番号】【出願日】」に、「【提出物件の目録】【物件名】明細書１【物件名】（図面１）【物件名】要約書１」を「【提出物件の目録】【物件名】特許請求の範囲１【物件名】明細書１【物件名】（図面１）【物件名】要約書１」に改め、同様式の備考２中「【出願日又は手続補正書提出日】」を「【出願日】」に改め、「整理番号を記載し、」の下に「もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、」を加える。

様式第二十九中「【特許請求の範囲】【請求項１】【発明の詳細な説明】（【図面の簡単な説明】）（【図１】）」を「【技術分野】（【背景技術】）【発明の開示】【発明が解決しようとする課題】【課題を解決するための手段】（【発明の効果】）（【発明を実施するための最良の形態】）（【実施例】）（【産業上の利用可能性】）（【図面の簡単な説明】）（【図１】）（【符号の説明】）（【配列表フリーテキスト】）（【配列表】）」に改め、同様式の備考３中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも４㎜以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考８中「明細書」の下に「及び特許請求の範囲」を加え、同様式の備考14を削り、同様式の備考15中「【発明の詳細な説明】」の欄に」を「「発明の詳細な説明」」に改め、「従い」の下に「、「【発明の名称】」の欄の次に」を加え、同備考の十中「発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、」を削り、「、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。この場合において、各」を「を記載し、当該」に、「【発明の属する技術分野】」「【発明が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」」を「「【技術分野】」」に改め、同備考のロ中「」の欄を設け、「」を削り、「」の欄を設け」を「○○○○著、「△△△△」××出版、○○○○年○月○日発行、ｐ．○○～○○」のように」に、「【特許文献１】」、「【非特許文献１】」等の欄名を引用しつつ、」を「「特許文献１」、「非特許文献１」のように情報の所在に付した番号を引用して」に、「発明が解決しようとする課題の記載の前」を「技術分野の記載の次」に、「【従来の技術】」を「【背景技術】」に、「【従来の技術】【特許文献１】【特許文献２】【非特許文献１】【非特許文献２】」を「【背景技術】【特許文献１】【特許文献２】【非特許文献１】【非特許文献２】」に改め、同備考のく、ニ及びホを次のように改める。

ハ　原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【発明が解決しようとする課題】」の見出しの前には「【発明の開示】」の見出しを付す。

ニ　特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として発明の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が２以上あるときは、「【実施例１】」、「【実施例２】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ホ　特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

様式第二十九の備考15のくを削り、同備考を同様式の備考14とし、同様式の備考16中「「【図面の簡単な説明】」の欄に」を「「図面の簡単な説明」」に、「かつ、」を「当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。」に、「し、その」を「するときは、当該」に改め、同備考を同様式の備考15とし、同様式の備考17中「明細書中の当該化学式等を記載しようとする位置に」を削り、「化学式を記載しようとするときは」の下に「化学式の記載の前に」を、「数式を記載しようとするときは」の下に「数式の記載の前に」を、「表を記載しようとするときは」の下に「表の記載の前に」を加え、「、日本工業規格Ｘ0208号に定められている文字以外の文字を記載しようとするときは「外１」、「外２」のように」を削り、「150」を「170」に、「245」を「255」に、「記載してはならない」を「記載してはならず、１の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない」に改め、同備考17を同様式の備考16とし、備考16の次に次のように加える。